

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

1 日時

平成 23 年 12 月 9 日（金曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 1 時 26 分散会

（うち休憩 午後 0 時 1 分～午後 1 時 1 分）

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、郷右近浩委員、名須川晋委員、千葉伝委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、高橋担当書記、山舘併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記

6 説明のため出席した者

東大野農林水産部長、高前田理事、橋本副部長兼農林水産企画室長、徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、沼崎技術参事兼農村計画課総括課長、小岩農林水産企画室企画課長、高橋農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、千田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、山田畜産課総括課長、渡辺畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、藤川森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、石田水産振興課漁業調整課長、大村漁港漁村課総括課長、菅原競馬改革推進室競馬改革推進監、佐藤競馬改革推進室特命参事、平野競馬改革推進室特命参事

7 一般傍聴者

1 人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 5 号 平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 9 号）

イ 議案第 27 号 岩手県滝沢森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求め
ることについて

ウ 議案第 28 号 岩手県千貫石森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求
めることについて

エ 議案第 29 号 岩手県大窪山森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求
めることについて

オ 議案第 30 号 岩手県折爪岳森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求
めることについて

カ 議案第 31 号 岩手県立緑化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求
めることについて

キ 議案第 32 号 岩手県立水産科学館の指定管理者を指定することに関し議決を求
めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○高橋昌造委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。高橋担
当書記。

○高橋昌造委員長 これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしておりま
す日程のとおり、議案 7 件について審査を行います。

議案第 5 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 9 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出
予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費、第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧
費及び第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 8 から 14、2 変更中 2 並びに議案第 27
号岩手県滝沢森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから
議案第 32 号岩手県立水産科学館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることにつ
いてまで、以上 7 件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の予算関連議案について御説明を申し上げ
ます。

まず、議案（その2）の冊子でございます。3ページをお開き願います。議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）であります。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費を8,210万1,000円増額しようとするものであり、4ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費を29億4,401万1,000円増額しようとするものであります。今回の補正は、国の3次補正予算を含めた被災地の復旧、復興に取り組むための追加的な支援や事業費補正など、所要の補正をしようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の20ページをお開き願います。6款農林水産業費、2項畜産業費、2目畜産振興費の廃用牛出荷滞留対策事業費ですが、酪農家及び肉用牛繁殖農家における廃用牛は、通常、全農県本部等が開催する成牛市場に出荷されているところですが、国による牛の出荷制限の指示が本県に出されて以降、成牛市場の開催が中止されており、廃用牛の多くが出荷できず牛舎内に滞留するなど、更新牛の導入ができない状況となっております。このため、出荷が滞留している廃用牛を集中管理し、更新牛の導入を促進することにより、農家を支援しようとするものであります。

次に、5項水産業費、8目水産技術センター費の試験研究費は、国庫新規事業の被災地の復興のための先端技術展開事業等に係る研究受託費について、所要額を補正しようとするものであります。

次に、26ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、3目治山災害復旧費の治山災害復旧事業費は、東日本大震災津波及び9月の台風15号により発生した治山施設の被災箇所について、その災害復旧に要する経費を補正しようとするものであります。

6目水産業用施設等災害復旧費のさけ、ます種苗生産施設等復興支援事業費補助は、効率的なサケ稚魚の生産体制の構築を図るため、東日本大震災津波により被災したサケふ化場等の本格復旧に要する経費について補助しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案（その2）にお戻りいただきまして、6ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加の表であります。8番の海岸保全施設災害復旧事業は、平成23年度から翌年度以降にわたって施行される工事等に係るものであり、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、9の指定管理者による滝沢森林公園管理運営業務から14の指定管理者による水産科学館管理運営業務までの6件は、指定管理者による県営施設の管理運営業務を行わせるため、それぞれ期間と限度額を定め、債務負担行為を設定しようとするものであります。

8ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の変更の表中、2の農地等災害復旧事業は、事業費の変更に伴い債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

次に、滝沢森林公園ほか5件の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、一括して御説明を申し上げます。議案につきましては、議案（その3）の39ページから44ページでございますが、便宜お手元に配付しております資料により御説明をさせていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、1、提案の趣旨であります。滝沢森林公園、千貫石森林公園、大窪山森林公園、折爪岳森林公園、県立緑化センター及び県立水産科学館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2、指定する指定管理者の概要についてであります。滝沢森林公園につきましては、小岩井農牧株式会社と小岩井農産株式会社の共同体でありますKOIWA Iを、千貫石森林公園につきましては水沢地方森林組合を、大窪山森林公園につきましては気仙地方森林組合を、折爪岳森林公園につきましては二戸市を、県立緑化センターにつきましては特定非営利活動法人緑の相談室を、県立水産科学館につきましては宮古市を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、3、指定管理者候補者の選定の考え方についてであります。選定に当たりまして候補者を募集し、外部等の委員で構成する選定委員会において審査を行い、指定管理者の候補者として選定したところでございます。なお、県立水産科学館の指定管理者の候補者については、募集期間内に応募団体がなかったことから、公募によらず、特定の団体を指定して選定委員会の審査を行ったところであります。

候補者の選定理由についてであります。滝沢森林公園、千貫石森林公園、大窪山森林公園及び折爪岳森林公園は、各1団体からの申請でありましたが、各施設とも現行の指定管理者が申請したものであり、これまで適正に管理を行ってきた実績とともに、滝沢森林公園においては自社が管理する農場施設での来場者対応等のノウハウが管理運営に活かされていること、千貫石森林公園においては千貫石ため池に近在する施設との一体的な管理運営が行われていること、大窪山森林公園においては地元企業等と協働しながら効果的な管理運

営が行われていること、折爪岳森林公園においては折爪岳一帯に配置された施設との総合的な管理運営が行われていることなどがそれぞれ評価されたものであります。

緑化センターは、1団体から申請がありましたが、特定非営利活動法人緑の相談室は現行の指定管理者であり、これまで適正に管理を行ってきた実績とともに、地域住民等と協働することにより、効率的な運営が継続できる体制が確立していることなどが評価されたものであります。

水産科学館については、開設以来当施設の管理運営に当たっており、各種事業の展開や宣伝活動により利用者の増加に努めたことが主に評価され、選定されたものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 廃用牛出荷滞留対策事業費と、さけ、ます種苗生産施設等復興支援事業費補助について伺いたいと思います。

今回廃用牛出荷滞留対策事業費が計上されたわけですが、県内の対象となる牛の数をお示してください。そして、その対象となる牛は未經産牛と、乳用牛にあつては最終分娩後8カ月を経過した牛と、肉用繁殖牛にあつては最終分娩後約4カ月を経過した牛ということで分けられておりますけれども、この対象となった牛はいいのですが、この縛りがあるゆえに、廃用牛としてのらなかったものだとか、そういった牛があるのかどうか、確認の意味で伺いたいと思います。

○渡辺振興・衛生課長 ただいま御質問がございました廃用牛出荷滞留対策事業費に係る収容規模等の概要並びに対象牛についてでございますが、酪農家や肉用牛繁殖農家の廃用牛につきましては、11月末現在で約1,100頭が出荷滞留しているものと推察されてございまして、酪農家等におきましては更新牛が導入できずに経営サイクルが停滞してございます。

このことから、県におきましては滞留している廃用牛を対象にいたしまして、空き牛舎を利用した金ヶ崎町の施設と盛岡市玉山区外山の県の施設2カ所を確保いたしまして、金ヶ崎町の施設では年内出荷が困難な牛を対象に120頭程度、外山の施設におきましては年内出荷が可能な牛を対象に90頭程度、2カ所合わせまして最大210頭程度を収容することを可能としたところでございます。

滞留している廃用牛約 1,100 頭のうち、更新牛の導入の妨げになっている廃用牛の頭数につきましては、各地域で事前に調査を行ったところ、おおむね 200 頭であったということ、そして肉牛繁殖農家と酪農家で廃用牛を抱えているわけですが、特に要望の強かった酪農家で滞留している廃用牛は 11 月末現在で 230 頭であること、加えまして 12 月からは成牛市場が開催されるということで、廃用牛の出荷滞留は加速的に減少していくという考えのもとに、これらの施設規模は今のところは十分なものであると考えてございます。

また、今御質問にございました対象牛についてでございますけれども、今回、未經産牛及び空胎牛を指定させていただきました。実をいいますとこれ以外に経産牛、あるいは経産になっても妊娠している牛というのがありますが、これらの牛につきましては県内であっせん会というものを全農岩手県本部で臨時家畜市場として開設しておりまして、流通がされてございます。こういった牛については除外してございますので、対象牛についてはこの二つで十分と考えてございます。

○工藤大輔委員 そうなると、今回 1,270 万 5,000 円を計上しているわけですが、12 月には成牛市場も再開しているということであれば、これらは徐々に問題ではなくなっていくと。今後の増加した分についてもそこでどんどん成牛市場に出されることと理解しました。

また、今回この事業については金ケ崎町と盛岡市玉山区の外山での集中管理ということですが、今回原発事故の損害賠償として、まず県内分 22 億 1,394 万円を請求し、先般 19 億 2,452 万円の賠償金が支払われたということで、それにつきましては 12 月 16 日、19 日のどちらかには生産者にそのお金が渡ることと思いますが、日にちも含めて再度確認をしたいと思います。また、賠償請求の中には肉用、子牛、廃用と 3 種類あったと思います。廃用として預かる分は今回の事業の経費として充てられると思いますが、結果的に成牛市場がとまっているために、そこに出せずお金が入ってこないとか、また新たに牛を導入するに当たっても、生産者は経費がかかってくると思いますが、それらに対する支援ができていくのかどうかお知らせ願いたいと思います。

○千田担い手対策課長 東電に対する賠償請求についての今までの経過なり今後の見込みということだと思いますが、まず、19 日に農家に支払いが行われるのかということですが、今 J A グループ、農協中央会が中心になって、およそ 3,600 戸の農家に対する支払いの手続に入っております。それについては、各単協、農協さんにもお示ししていることとございますので、確実に事務は進んでいくものと認識してございます。

それから、廃用牛に関する賠償については、基本的には滞留した分にかかわるえき分とい

うことで現在は経費を計算してございますので、移動経費とかについては今後の請求の中に多分入ってくると認識してございます。

○渡辺振興・衛生課長 ただいま御質問がございました廃用牛に対する支援策ということですが、先ほどもお話を申し上げましたとおり酪農家登録の廃用牛について1,100頭ぐらい出荷滞留されているということで、御案内のとおりこれにかかるえさ代のかかり増し経費、あるいは副収入が入ってこない等々、資金繰りが非常に悪化しているということがございまして、県では8月に肥育牛の出荷遅延対策として創設しました県単の肉用牛肥育経営緊急支援事業の対象に廃用牛を追加いたしまして、1頭当たり14万円を上限に事業主体である畜産協会から支援金の交付を行うことによりまして、これら農家の資金繰り対策を行うことにしてございますので、これで対策を講じていきたいと考えてございます。

○工藤大輔委員 了解しました。賠償金については12月16日に分配されるという情報もありますが、いずれ今回農家の方々は損害賠償とは別の形にしても、汚染された稲わらの関係だとか、出荷自粛要請による滞留だとかにかかる経費等、負担が大きくなっておりまして、制度を一体的にとらえて速やかに、安定した本来の体制が整うように最大限のバックアップをよろしくお願いしたいと思います。

次に、さけ、ます種苗生産施設等復興支援事業費補助の関係について伺いたいと思います。この事業についてはふ化場をもう一回つくり直すための経費だと理解しておりますが、ことしのサケの水揚げ状況はかなり苦戦をしているなど思っております。ことし生産できるサケの種苗の目標数と、そして、この事業を進めることによって来年以降どのように変わっていくのかお示しいただきたいと思います。

あわせて、今回の予算で、県内の施設は完全復旧するのか、または何割復旧するのか、これらの概要についてもお知らせ願います。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、生産の目標数がどのようになるかということですが、今まで国の事業を活用して応急的な施設整備をし、通常どおりであれば今春の放流までには3億二、三千万尾はいくだろうと考えていたわけですが、現在の水揚げ量の状況が非常に思わしくなくて、重量では46%ぐらいであります。そういう中で、定置の設置数が少ないということはあっても河川のほうの数量も56%ぐらいしかないものですから、サケの量そのものが少ないのだろうというふうに思っております。

なかなかふえてこない状況でありますけれども、ふ化場でできるだけ多くの魚を受精さ

せ卵の確保に努めるよう、今業界と一緒に検討しながら努めているところであります。したがって、何とか、予定の3億二、三千万尾まで近づける努力をしていきたいと思っております。

それから、2点目の今回の12月補正の事業、これは応急的なところは着工できたところもあれば、そうでないところもあり、手をつけられない状況のところは改めて新設という形でやると。これには12ふ化場と、海中飼育3施設の整備ということで今考えているわけですけれども、これらを整備することによって、サケがきちっと来れば、従前に近い値の尾数を生産するまでに持っていきたいと思っております。

それから、3番目の県内の何割がこれで復旧するののかということでもありますけれども、今出していないのですが、中には今回捕獲もせず、採卵もしないでいるふ化場もありますし、それから捕獲はするのですが、採卵、受精させたものを運んで、ほかのふ化場で飼育して稚魚を河川まで運んでいくというような形をとっているところもございます。

割合といたしましては、全部で八、九ふ化場ぐらいはまだ整備に着手しない状況が続くかと思っております。これらについては、今後のふ化場の運営とか、漁協といろいろ詰めながら対応していきたいと思っております。

○工藤大輔委員 サケの生産は県内の水産業の大きな割合を占めるということで、まず早急に方向性と将来に向けての体制整備を決めていかなければならないと思っております。来年度の予算の関係等も出てきますので、いずれこれらが確立しないと県内の漁協の体制も経営が非常に不安定な状態が続くので、まず、今後のそれらの復旧の見通しについてお示してください。また、今回施設を整備するに当たって、サケに関して言えば、当初から回帰率を高めるということは、最大の使命であり、最大の目標だったと思うのです。そのために、これから整備するに当たって、これまで岩手では導入されていない稚魚の生産体制、例えば先進的な北海道の事例等も勘案し、こういう生産体制が効果を生むのではないかとということがあれば、その技術等を積極的に導入してほしいと私は思うのですけれども、それらについて所見をお聞かせください。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 ふ化場の方向性、先ほども申し上げましたけれども、漁協のほうで経営上の観点あるいは健苗育成の観点から、まだ生産をしないで様子を見ているところもございます。それから、まだ機関決定していないところもございますので、こちらで統廃合はこうだということとは言えないのですけれども、そういうことを検討し、念頭に置いて今整備に当たっている漁協もあります。ふ化場の状況を見ながら、業界と連携をとりながら、より具体的な施設の統廃合とか、そこら辺も協議、検討していく状況になっていくだろうと思っております。

そういう中で、やはり健苗をどうやってつくるのかということを考えながら、水量はどうか、水温はどうか、それから飼育する密度はどうかとか、こういうことをきちっともう一回改めて見ながらやっていくと。現在、池の形が今まで狭く深かったものを、広げて浅くしてやっていくとか、作業効率もよくしていくとか、密度についても見ていくとか、それから、水産技術センターではそれぞれの河川に、あるいはふ化場に合った放流の資源の構成、水温十二、十三度で北上をしていくわけでありましてけれども、そこら辺をうまく合致させるような生産のあり方をとっていきようにしております。池を広げたりとかは既にやっているふ化場もございます。それから資源構成はどうあるべきかについては、センターの成果を求めながら、一緒になって努めていきたいと思っております。

○工藤大輔委員 今説明していただいたことは、まさにそのとおりだと思いますが、そういった考えをまとめて進めていかなければならないタイムリミットがあると思います。各関係者から意見を集約し、上げてくるということも大事だと思いますが、県の考えや方向性、今後のスケジュールについて最後にお伺いして質問を終えます。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 現在、東北区水産研究所、岩手県水産技術センター、岩手県さけ・ます増殖協会と県が一緒になって議論しながら、ふ化場のあり方を検討しているところであります。その検討は、年度内の実施ということでやっておりますので、あらあらそこで協議結果をまとめて具体的に各漁協に落とし込んでいくことになっていくと思います。すべてそのとおり決まるということはないと思いますけれども、今言ったようなふ化場の統合のあり方とか生産尾数のあり方については、一つの目安として年度末までに、あらあらのところをまとめていきたいと思っております。

○千葉伝委員 私の質問も、今工藤大輔委員から最初に質問のあった廃用牛出荷滞留対策事業の関係でお聞きしたいと思っておりましたが、ほとんど今お答えをいただいたということで、絞ってお聞きしたいと思います。

実は、私ども会派で11月の中下旬に全市町村を回っているような要望を聞いた折に、県南あるいは県北でも畜産関係の要望で早く動いてほしい問題としてお話があったことなのですが、まず成牛市場を早く再開していただきたいと。それから、処理に当たってもすぐにどんどん動くような対応をしていただきたいと。滞留した分については、先ほど経費も含めていろいろ大変だという話もありました。先程の説明では成牛市場も再開される、あるいは施設の収容は210頭で十分対応できるという話でありました。あちこちから聞いた話と比べると、本当にこれで大丈夫かなとちょっと懸念は持ったところですが、何とか対応できるという話でありました。

そこでお聞きしたいのは、12月13日に議決を得て、実質的に例えば対象牛を管理する施設に入れるという作業は、すぐ次の日から始められる体制で内々準備しているかどうか。また、実際やるといった場合は市町村がやることになるのか、農協を含めた団体等がやることになるのか。

そして、私もこの間獣医師仲間から廃用牛の処理については何とか早く対応してほしいと話を聞いております。治療したりそれぞれいろいろあった中で、どうしても廃用にしなければならぬ、いわゆる病畜の処理の問題もあるわけですが、この廃用牛の中には病畜もある程度換算されているのでしょうか。

○渡辺振興・衛生課長 ただいま御質問がございました集中管理施設の体制整備等々の問題でございますが、体制整備につきましては金ヶ崎町、ここはふるさと農協との連携の中で設置をさせていただきました。外山につきましては県の施設ということで、これにつきましてはもう十分に体制整備をさせていただいているところでございます。

それと、現場については市町村ではなくて、その施設に持ってくる、いわゆる搬入、あととはと畜場等へ持っていく搬出については農協単位でお願いいたしますということで、これについては農協にお願いをしております。

最後にお話が出ました治療、いわゆる病畜等々の部分についても体制整備をさせていただいてございまして、金ヶ崎町の部分についてはNOSA I 胆江、外山についてはNOSA I 盛岡で随時対応していくことで体制の整備を図っているところでございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。できるだけ適切な対応をお願いしたいということで、一般質問でも答弁があったと思うのですが、実際集中管理して動き出しているということで、ちょっと確認ですが、実質的に今回の問題が出る以前の正常な形に戻るのはいつごろを予定しているか。

○渡辺振興・衛生課長 恐らく今のお話は、廃用牛の滞留だけではなくて、肥育牛の滞留等々も含めての話なのかなと思って聞いていましたが、いずれ肥育牛の滞留につきましては、おおむね今月中には解消できるのではないかと思います。給与飼料から推定する牛肉への放射性セシウム濃度から長期の出荷待機を求められている牛も若干ございますけれども、基本的には牛の出荷制限での待機牛というのは、肥育牛については今月ぐらいには解消されるのではないかと考えてございます。

廃用牛につきましては、先ほどからお話をしてございますけれども、酪農家の廃用牛と肉牛繁殖農家の廃用牛という2種類がございまして、乳用牛の廃用牛につきましては大方は年内中、これは推計値としては若干1月、2月に何十頭か残るような計算になってございまして、おおむね出荷滞留は改善されると考えてございます。

問題なのは肉用繁殖牛でございまして、御案内のとおり乳用牛の廃用牛につきましては回転率が結構早く、5年に1回ということで回りますので、比較的これは今のと畜計画等々にのせることはできるのですけれども、肉用繁殖牛の廃用牛はそんなに頻繁に出るものではないので、うまくいっても年度内が一つの目安かなと考えてございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。肉用と乳用とそれぞれ方式が違うということがあります。やっぱり今経営コストを含めて一生懸命やっている生産者の皆さんでありますので、そういったところの対応については、十分首長を始め、団体あるいは生産者等々からの要望を含めて適切な対応をぜひお願いしたいと。以上で終わります。

○大宮惇幸委員 私も今まで工藤委員、千葉委員が御質問された内容について質問したいということでありましたが、大方答弁がなされたわけでありまして、二つばかり確認をしたいと思えます。

先ほどの説明によりますと、滞留牛の年内出荷については外山でやるということでありまして、出荷先は県内のと畜場でのと畜になるのか、県外出荷にもなるのか、それがまず第1点であります。

それから、12月の成牛市場が始まるわけでありまして、12月は1回なのか、あるいはあと1回ぐらい市場の開催が持たれるのか。そして、成牛市場の扱いは県内取引なのか、あるいは家畜商が県外からも入れるのかどうか、その2点についてちょっと確認したいと思えます。

○渡辺振興・衛生課長 ただいま御質問いただきました1点目について御回答させていただきたいと思えますが、先ほども御説明を申し上げましたとおり外山の施設におきましては年内出荷が可能な牛を入れるということにしております。

ここには、と畜場の枠がなかなか思うようにとれない、いわゆる受け入れ側の事情でなかなか順番が回ってこないものも入ってくる予定にしておりますので、基本的には県内のと畜場、岩手畜産流通センターに行く。あと中には、全戸検査済み農家で一時預かってくれというような牛が外山に来ることも想定されますので、そういったものにつきましては

成牛市場が開催されれば成牛市場に行くことも可能でございます。

○菊池流通課総括課長 成牛市場の開催の回数でございますが、2回ないし3回と聞いております。それは、牛の集まり具合を見ながらやるということで、2回ないし3回ということでもあります。

それから、県外の業者が入れるか入れないかということに関しては、基本的には入れないというルールにはなっておりません。ただし、持っていった牛をと畜して出荷するときの放射性物質の濃度次第では、その後の流通にいろんな支障があるということもあって、ルール上は入れると思いますが、実際にたくさんの県外の業者が入ってくるかどうかについては不明確であります。通常であれば約半分もしくは半分を超える牛は県外の取引の対象になっております。

○郷右近浩委員 私は、畜産振興費についてお聞きしたいと思っていたのですけれども、これまで質問項目というか、議論が大体出尽くしたところかなと思っております。

その中で1点、まずは確認させていただきたいのですけれども、今回廃用牛出荷滞留対策事業費ということで1,200万円を計上されていますが、これはそもそも最終的には原子力損害賠償紛争審査会に請求をするということになるのでしょうか。賠償の対象にするものなのかどうかということをちょっとまず確認したいと思います。

○渡辺振興・衛生課長 今回の12月補正で計上させていただきました廃用牛出荷滞留対策事業につきましては、先ほど来からお話をさせていただいておりますとおり今般の8月の牛の出荷制限措置に伴う対応ということになりますので、県として東京電力あてに請求をしてみたいと考えております。

○郷右近浩委員 県としてはそのとおり請求して、もちろんこれは県の事業として行うわけですから県に賠償金が支払われると思いますが、問題は牛を預けて、県が経費を払って肥育してもらう間、畜産農家の方々に対しては、最終的な処分をするまで賠償金的なものは何も入らないという認識でよろしいかどうか確認をしたいと思っております。

○渡辺振興・衛生課長 廃用牛の損害賠償の考え方といたしましては、一つは本来の廃用牛の価値、これは過去3年の成牛市場取引価格となっております。これから実際の販売額を差し引いたものに、かかり増し経費等、営業損益を加えるという額になってございますので、このうち県が面倒を見るのはあくまでもかかり増し経費、営業損益の一部ということになりますので、いわゆる風評被害等によった差額の部分、評価の部分については、農家が請求

すれば当然それは入ると認識してございます。

あと、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、最終処分までの手当てとしては、飼料代などのかかり増し経費がかかったり、副収入が入らないということもありまして、資金繰りが悪化しているのです、その資金繰り対策として8月に県単で措置した肉用牛肥育経営緊急支援事業に廃用牛を追加しまして1頭14万円を上限に交付することにしてございますので、これでやっていただくよう考えてございます。

○郷右近浩委員 わかりました。そこを確認したかったのでありました。それにつけても、今回補償が9割ということで今のところ出していただいておりますけれども、残りの1割に対してもしっかりと求めていただくのとあわせて、やっぱり廃用牛についてもきちんと見ていていただきたいなという趣旨でございました。

畜産振興費については以上ですけれども、指定管理者についてもいいですね。

○高橋昌造委員長 いいですよ、一括議題にして。

○郷右近浩委員 指定管理者についてお伺いさせていただきたいと思います。

今回農林水産委員会に審査されるのは6件ということでございますけれども、その中で森林公園関係についてはやはりどうしても特殊な部分もありまして、よその事業者よりは、それぞれの森林組合であったり、これまで実績のあった方々に見ていただくという方法が確かに望ましいのではないかと理解をするものではありませんが、しかしながら特殊とはいってもこれまで適正に管理を行ってきた実績だとか、ノウハウがあるといったようなことが主な理由となるようなのであれば、なかなか指定管理について、プロポーザルでもないですけれども、それぞれこういう形で管理をしたいという新しい方々の参入が難しいのではないかと印象を持っています。もちろん特殊な業態の部分もあるということを十分に理解したうえで。

そうした考えのもとで、例えば今回の岩手県立緑化センターにおきましても、選定理由の中で適正に管理を行ってきた実績、それから地域住民等と協働することにより効率的な運営が継続できることが評価されているということでもありますけれども、今回もう1団体応募があったということで、やはりそうなってくるとこれまで管理をしてきたところの優位性みたいなものがどうしても気になって仕方ないというのが私の率直な考えであります。については、緑化センターに申請のあったもう1団体について説明をいただきたいと思いません。

それから、水産科学館におきましても、これまでずっと随意契約で宮古市にお願いしてきたものが今回公募ということになっております。やはりこれは、さまざまな方々からいろんな形の提案をいただきたいということのあらわれではないかなと私自身は理解しているわけですが、しかしながらここにやっぱりだれも手を挙げなくて、このような形になったことについて、もう少し説明をいただければと思います。

○藤川森林整備課総括課長 緑化センターについてですが、これは募集をしましたところ、委員からお話がありましたとおり2者から応募がありました。1者は県南のNPO団体だったのですが、途中といいますか、7月28日から9月12日まで募集をかけて、その後9月27日に、理事会等で検討したところ3年間継続して提案した内容でやるのは無理だということで辞退されました。ということで、緑の相談室1者しか出てこなかったわけでございます。

優位性とかということになりますと、今まで緑化センターの指定管理者をやってきておりますし、緑化センターの入場者数は指定管理者になる前と比べて1.5倍ぐらいふえています。そういったこととか、地域の方との協働による管理ですとかを勘案いたしまして、1者でしたけれども、十分有望な管理団体だと理解しています。

○石田漁業調整課長 水産科学館につきましては、今般指定管理料もお示ししながら公募したところでございますが、東日本大震災津波の影響で利用料がなかなか見込めないだろうということも多分思慮された結果として応募がなかったことと理解しております。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。今回当委員会に係る部分のみならず、かなりの数の指定管理者の指定ということで議案に付されておりますけれども、私も同じ会派の同僚議員に、ここのスポーツ施設はどうなのだろうとか、いろいろ相談しながら、恐らくほかの委員会でもそうした質問を同僚議員がやっていると思っております。

指定管理という制度につきましては、県の経費を、これまで行政でやっていた部分の経費を抑えるというような側面もあるとは思いますが、やはりある施設を有効に使う、県民のために有意義に使うということ、さらに民間の発想等も入れながら使うという側面もあると思いますので、ぜひとも今後もそうした点に配慮しながら進めていただきたいということを意見して終わります。

○高田一郎委員 私も廃用牛出荷滞留対策、さけ、まず種苗生産施設等の質問をしようと思ったのですが、かなり皆さんがいろんな角度から質問されましたけれども、何点かお

伺いしたいと思います。

これは県内、金ケ崎町、盛岡市玉山区、2カ所に設置されるということでありますけれども、この2カ所を選定した理由は何かということと、それから私も畜産農家を回っていますと成牛市場を早く開催してほしい、あるいは滞留対策、これを早くしてほしいという要求がたくさん出ておりました。これは8月1日以降、開催が中止された以降、こういった問題が起きるということは予想されたわけですが、ある意味でこのぐらい時間がかかったのはどういうことなのか伺いしたいと思います。

○渡辺振興・衛生課長 ただいま委員から御質問いただきました1点目について御回答させていただきます。

県内2カ所とした理由はどのような理由かということについてでございますが、飼養管理施設を県内各地に仮に配置した場合、当然その分の人件費等の経費がかかるということ、あともう一つは、かねてより問題となつてございます堆肥処理の問題もあったために、集中管理施設の設置要望の強かった酪農地帯などを考慮いたしまして、県南と県東部の2カ所に設置したところでございます。

○菊池流通課総括課長 成牛市場がこれまで開催されなかった一番の理由は、出荷制限を解除するための仕組みとして全戸検査、全頭検査をして、数値で安全が確認されたもののみを出荷するという仕組みでこの間来ているわけですが、成牛市場にいわば廃用を予定している牛を出すためには、全戸検査対象農家であれば1頭をあらかじめ検査して、その検査結果が全戸検査済み農家として認めていただける50ベクレルという数値があるのですが、それを下回ることによって2頭目以降を成牛市場に出荷するという流れになるときに、なかなか50ベクレルを下回る自信がないといえますか、そういうためらいが農家にあつて検査が進まなかったということと、もう一つは出荷するためのと畜の優先順位を決めるときに、肥育牛を優先して検査をしてきたということから、今議論の対象となっている牛の検査が後回しになってしまったという事情などが相まって今日の状態になっているものと考えております。

○高田一郎委員 わかりました。早く正常な状況に戻していくために努力していただきたいと思ひます。

次にさけ、まず種苗生産施設等復興支援事業費補助について伺いいたします。これは、先ほど本格復旧をするための事業だという説明をいただきました。また、これは今回の国の第3次補正でも予算措置されるものでありますけれども、今回の補正予算に伴つて復旧の

めどといたしますか、時期といたしますか、どのように対応しようとしているかお伺いしたいと思えます。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 先ほども申し上げましたとおり、国の1次補正を活用して応急的な復旧は今進めておる最中でありまして、この3次補正を活用いたしましては今の補正で提案させていただいていますけれども、本格復旧ということで、各漁協がふ化場を運営するに当たって、あらかじめの要望を今のところ出してきているのではないかと思います。ただ、まだいろいろ事情があって、これからのふ化場の運営を検討していく中で、全く出てこないとは言えませんが、大方復旧しようとするところはもう今回の予算で手を挙げていると思っております。

○高田一郎委員 その点については了解いたしました。

次に、水産技術センター費についてお伺いしたいと思います。今回の補正予算措置は、説明によりますと研究受託費ということで、あくまでもソフト事業ということになっております。今回の水産技術センター費にかかわって、被災した種市の研究室、あるいは大船渡の研究室についての予算措置がされていないわけですが、この問題についても国の3次補正で予算措置されるようでありまして、復旧の見通しについて具体的なスケジュールをお示しいただきたいと思えます。

○石田漁業調整課長 水産技術センター関係の種市、大船渡事業所、種苗生産施設の復旧関係でございますが、種市事業所につきましては先の9月補正予算において施設整備改修費を措置させていただいたところでございます。これによりまして、平成24年度には整備が終了することになりますので、25年度には発災前の規模の生産が可能になると考えております。

それから、南の大船渡地区でございますけれども、これは9月補正予算におきまして施設的设计費を計上させていただき、現在設計を検討しておるところでございますので、国の補正予算あるいは24年度予算を活用し、施設の改修規模を算出しながら整備を進めていきたいと考えております。

○名須川晋委員 先ほど郷右近委員が指定管理者制度について質問をされましたが、私からはそれに関連して1点、2点ほど確認でございますが、この施設の利用料金を自分たちの収入にできる団体はすべてでしょうか。水産科学館は先ほどお答えいただいたところでございますが、そのほかの団体について教えていただけませんか。

○高橋管理課長 今回御提案申し上げております6団体の施設すべてについて、利用料金の収入がございます。

○名須川晋委員 公募をされて指定を受ける団体は、恐らく経営内容についてもつまびらかにされると思いますけれども、私は、今回の委託費については前回同様の金額ということで大変好感を持っているところでございます。自助努力によって、利用者が増加して収入が増えたから委託費を下げようということになることを危惧するわけですが、そういうことが今回なかったと思うのですけれども、そういうことについて何か県でいろいろと配慮をされているものなのか、その辺についてお聞かせいただきたいと。

○高橋管理課長 利用料と施設の委託管理料につきましては、支出負担行為限度額での契約になりますので、指定管理者の努力によって経営に資する部分というのは、指定管理者のもとに残るといえるのか、そういう形のものでございます。ですから、頑張った分を減らしていくというような考えは持っていないということでございます。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から平成 24 年産米の生産数量目標の配分についてほか 1 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○小野水田農業課長 それでは、今日 1 日までに国から公表、通知されました平成 24 年産米の生産数量目標の配分について御報告申し上げます。

まず、1 の全国の生産数量目標についてであります。国では来年、平成 24 年 7 月から 25 年 6 月までの 1 年間の主食用米の需要見通しにつきまして、平成 8 年から直近までの需要実績のトレンドから 797 万トンと算出した上で、24 年産米の全国の生産数量目標につきましては昨年、平成 22 年の超過生産分 4 万トンを控除し 793 万トンと設定しております。これは前年と比較いたしまして 2 万トン、0.3%の減少となり、面積に換算すると前年と同様となります。

次に、2 の都道府県別の生産数量目標の設定についてであります。都道府県別の生産数量目標につきましては、これまでと同様に全国の生産数量目標を各都道府県ごとの直近 6 カ年の需要実績、これに基づきまして配分することを基本に設定されておりますが、この需要実績の算出に当たりまして米の需給調整への取り組み等に対して一定の配慮がなされたものでございます。

その配慮された内容でございますが、3 項目ございまして、1 点目は生産調整の超過達成、すなわち生産数量目標を達成したことによって、主食用米の水稲作付面積が目標面積を下回った部分、その 2 分の 1 が需要実績に算入されたこと。

それから、2 点目といたしまして、都道府県間調整によって生産数量目標が減少した部分の 2 分の 1 が算入されたこと。

3 点目といたしまして、過去に政府に売り渡され備蓄米となっている数量の 2 割分が算入されたということで、本県など米の需給調整に積極的に取り組んできた県に対する配分がなされたものでございます。

3 の本県に対する生産数量目標の配分についてでございますが、本県に対しましては 28 万 2,470 トン、前年と比較して 450 トン、0.2%の増加となり、これを面積に換算しますと 5 万 3,000 ヘクタール、前年と比較して 90 ヘクタールの増加に相当いたします。

本県の生産数量目標が増加した要因といたしまして、第 1 に販売促進の取り組みによっ

て在庫を縮減し、それが需要実績に反映されたこと。第2点として、先ほど御説明しました国からの一定の配慮によりまして、本県のこれまでの生産数量目標達成の実績等が需要実績として算入されたことによるものでありまして、下の囲みにありますとおり本県がこれまで国に対して提案してきた内容が反映されたものと考えてございます。

2ページをお開き願います。4の今後の対応についてでございますが、本県に示された生産数量目標に基づきまして今後市町村別の配分額を算定し、今年19日、岩手県の農業再生協議会におきまして関係団体との協議を経た上で、今月中に市町村農業協同組合等に市町村別の生産数量目標をお知らせしていきたいと考えております。また、今後の水田農業の推進方向といたしましては、これまでの戸別所得補償制度を活用した米の需給調整の積極的な取り組み、これを引き続き推進することを基本といたしまして、売り切ることのできる米づくりに向けて県産米の販売促進の取り組みを一層強化するとともに、麦、大豆や新規需要米など、主食用米以外の作物の作付によりまして水田の有効活用、あるいは生産性の向上を促進し、県内の農家の所得確保を支援してまいりたいと考えております。

下に参考として二つの表を掲げてございますが、一つ目の表は、平成20年産以降の全国と本県の生産数量目標の推移を示しております。本年、23年産において、全国、本県とも大幅に減少したところですが、24年産につきましては、全国が減少する中で、本県は増加しているところでございます。

二つ目の表につきましては、東北6県の状況を示しておりますが、前年度と比較して増加したのは、本県のほか宮城県、秋田県、山形県でありまして、一方青森県、福島県は減少しております。以上で御報告を終わります。

○菅原競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況について御説明を申し上げます。

まず、1の本年度の発売額の計画達成状況でございますが、12月5日で本年度の盛岡開催が終了いたしました。開幕から通算90日間の岩手競馬の発売額は、表の岩手競馬発売額計欄の実績額Bでございますように125億2,800万円でございます。達成率は4段目でございますように108.1%となっております。それから、右側の広域受託発売額は、2段目にありますように41億8,800万円、計画達成率は100.6%でございます。

また、対前年度比につきましては2番目でございますが、同じ開催延べ日数90日間で比較いたしますと、発売額では92.4%、それから競馬開催場の入場者数では93.2%でございます。表の説明は省略させていただきますが、発売額はおおむね順調に推移しております。

あした12月10日から1月9日まで3開催14日間、水沢競馬が開催されますので、開幕イベント、あるいは桐花賞、金杯など重賞競走の実施について、積極的に情報発信等を行いまして発売額の確保に努めることとしております。説明は以上でございます。

○高橋昌造委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○大宮惇幸委員 平成24年産米の生産数量目標の配分に関連して1点お尋ねいたしますが、平成23年の転作の作付の作物別を見ますと、ことしは平成23年作付の転作の中で、えさ米の作付面積が急激にふえているわけであります。私も生産者の現場を回ってみますと、えさ米に取り組む意欲が非常に高い生産者があるとお見受けいたしておるわけでありますけれども、心配されるのは、えさ米をつくることは、生産者は今持っている機械で、当然田んぼですから非常にコストのかからないやり方でできるわけでありますが、問題は今後仮にえさ米がふえていくとなった場合、受け入れるほうがどうなのかという心配があるわけです。今後どのくらいふえても心配がないのかという点について見通しをお尋ねしたいと思います。

○小野水田農業課長 今委員からお話がありましたとおり、ことしの転作につきましては飼料用米の作付が大変拡大してございます。飼料用米の取り組みにつきましては、戸別所得補償制度によって10アール当たり8万円という形で交付金が交付されるメリットも含めて農家の方々が飼料用米に取り組んでいらっしゃるかと認識しております。ただ、委員から御指摘があったとおり、畜産サイドの利用がどうなっていくかということが課題になっておりますけれども、県といたしまして平成21年ごろから取り組んできておりますのは、本県は畜産県でございますので、県内でのマッチングと申しますか、耕種農業と畜産農家とのマッチングというものを各地域で進めていただいているということが1点ございます。

それともう一点は、系統を通じた全農レベルでの流通ということで、これは全国流通、系統スキームと呼んでおりますけれども、例えばくみあい飼料のようなところと結びついていくことで、稲作農家の方々が直接畜産農家とマッチングするということとあわせて、系統を通じた出荷ということで、現時点では配合飼料においては輸入トウモロコシの代替として飼料用の米が置きかわるという形で、配合飼料の原料としての需要が高まっているということでございますので、今後とも県としては県内でのマッチングをさらに進めるとともに、全国的な系統での流通も確保していきたいと考えてございます。

○大宮惇幸委員 それでは、極端にふえるということもないと思いますけれども、ただふえる可能性はあると思うのです。そうした場合に、今でもキロ単価は安いわけですよね。それで、特にえさ米なわけでありますが、ふえた場合、系統が本当に受けてくれるのかどうか。

そして、そうなるとうえたということで相当買いたたかれる可能性もあるわけなのですよね。生産者と畜産農家が相対でやっている場合は、ある程度の価格は保証されるといいますか、約束事でやっているわけでありましてけれども、市場に出回ると相当たたかれる可能性があるということで心配になるわけでありまして、その辺のことについてはどうお考えでしょうか。

○小野水田農業課長 稲作農家にとって8万円というメリットはあるわけですが、やはり課題になっているのは飼料用米を保管する保管経費等の流通部分ですね。ですから、8万円の交付金によってかなり所得の確保ができるとはいっても、流通経費の部分でとんとんだというようなことも農家の方々や団体からお話を伺っております。そういった意味で取引価格が大きなポイントになるかと思いますが、先ほどちょっとお話した配合飼料の原料としてトウモロコシの置きかえという位置づけがきちんとしてくれば、安定的な価格で取引がなされるものと考えておりますので、その辺については農業団体とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○大宮惇幸委員 トウモロコシに置きかわるということは成分的にもかなり難しいと思います。県北の採卵農家に何年か前に行かせてもらったわけでありまして、やっぱりえさ米を食べた卵は黄身が薄いわけです。我々も卵を食べるとき、割ってみて黄身が黄色いものがやっぱりおいしく感じるのです。ですので置きかえることには非常に難しい面もあろうかと思っておりますけれども、できればえさ米がいろんな経費を含めてとんとんになるような価格を維持してもらわないと。8万円からまた持ち出すとなるとやっぱりこれは大変な話になってくるのではないかと。これからのえさ米の作付については心配な部分があり、今質問をしたわけでありまして、今後の対応をよろしく願いして終わります。

○岩崎友一委員 漁業の復興に関して1点お伺いしますけれども、先般国の3次補正も成立しまして、今回漁業関係に関してはほとんどが9分の8補助、事業主体が9分の1負担ということで、補助率だけ見れば大きな数字なのですけれども、漁船にしる漁具にしる、かなり被災しているという中で、やっぱり9分の1でもちりも積もれば大きな金額になると。定置船とかにおいては14トンないし19トン当たりを購入するとすると、1そう1億5,000万円から2億円くらいするわけで、やっぱりそうすると各漁協の負担も2,000万円とか大きな金額になるわけですし、今漁協としてもいろんな制度を使って復旧させたいという思いはありながらも、なかなかお金の面で苦勞してございまして、今すぐに補助を使いたくても使えないといった状況もあるようです。恐らく来年あたりにならないとお金を準備できないというような漁協も結構あるかと思うのですけれども、例えば申請が一通り締め切られて予算が残っている場合は、来年度使えるものかどうか、まずはお尋ねしたいと思います。

○石田漁業調整課長 現在漁業関係で復旧、復興に向けた施設整備関係、漁船も含めて、国の3次補正対応の募集をかけているところであります。現地につきましては、今週をめぐりまず1回目をまとめて、これをもって国と協議しながら、交付決定を待つという手順で進めています。

また、これに間に合わない分についても、随時国と協議しながら再募集をかけまして、3次補正について全体の要望をまとめていくという計画があります。3次補正につきましては、実態としまして年度内の整備は無理ですので、現在国と協議しているところでは、基本的には繰り越し事業で平成24年度も含めて切れ目のない事業で進めていくという考えのようですので、そういうことも含めて各漁協の要望等をまとめて進めていきたいと考えています。

○岩崎友一委員 それを聞いてほっとしました。漁協で非常に困っているようで、結構な金額になるようでしたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○郷右近浩委員 私からは、岩手県競馬組合についてお伺ひしたいと思います。

もちろん組合が運営しているということでありますので、考え方というか、そういったことについて県の知る限りのことでお答えいただければということで質問させていただきたいと思います。

何とか水沢競馬場があしたから開幕ということで、本当にさまざまな御苦勞の上に、心労まである中、いろいろ御配慮いただいたことにまずもって感謝を申し上げるところであります。ただ、水沢競馬場でもまだ壊れている箇所というか、これからさらに手をかけなければいけない箇所があるという認識を私は持っているのですが、耐震補強も大分進めていただいたということで、そうした部分については少しは将来に向かって今回幾らか投資もできたのかなという思いもあるのですけれども、これからまだお金がかかりそうな部分というのはどのような状況であるか、お知らせいただきたいと思います。

○平野競馬改革推進室特命参事 水沢競馬場の災害復旧の件でございますけれども、おかげさまで現在順調に工事は進んでございます。しかしながら御指摘のとおり完全に施設がもとのとおり戻るといってはございません。地方競馬全国協会から補助をいただいたといいましても、私どもの試算した被害額と差がございました。その結果、テレトラック、スタンド、両施設でございますけれども、二つとも4階の施設につきましては全面復旧に至らないという格好になってございます。

しかしながら、大半の機能はその他の施設でカバーできますので、運営上は支障がないものと考えてございますが、ただ施設整備されないものが出てきてしまうということもございます。それにつきましては今後の利用動向、あるいは収支をにらみながら検討してまいりたいと考えています。

○郷右近浩委員 運営するのに支障ないところまでやっていただいているということもございますが、きょうお示しいただきました発売状況では9億3,500万円のプラスになっているということでありますけれども、払戻金等がございますので、収入として手元に残るのは1億円弱なのかなと。その1億円弱で、さらに施設整備が進められるかどうか。

そして、また私は前の委員会でも、馬という資源にかかわる部分に手当てをしていただきたいという思いを述べさせていただいておりました。今全国でも騎手の手当関係の水準は最低クラスになっております。また、厩務員の方々も、これまで扱っていた馬の数よりも多く扱っている状況で、賞典費の削減に伴い預託料もどんどん、どんどん安くなってきております。調教師、厩務員と、すべてにおいてぎりぎりで行っている状況では、いい馬を集める、それからいい馬をつくり上げていくという両面に関して、なかなか難しくなっているのではないかと危惧しております。

しかしながら、施設をきちんと整備して、今後ずっと継続していけるような体制をつくることと、そしてまた馬資源を大事にしていくことと、両面にかかわっていかなければいけない今の状況では、決してそこまでできるものではないと言われるかもしれませんが、何とかそこら辺を配慮していただきたいと思うのですけれども、それに対する考えをお聞かせいただきたいと思います。

○高前田理事 今岩手競馬の今後の復旧、それから馬資源の手当てといったことについて御質問いただきましたが、まずもってことしの収支につきましては全国の主催者、日本中央競馬会、そして地方競馬全国協会といった全国各地からの支援があつて、こういった収支の状況になっているということもございます。

そういったことで委員御指摘のとおり、今年度まだ14日ほど開催を残しておりますけれども、ごらんのような収支の状況になっているということもございます。しかしながら、この収益につきましてはやはり岩手競馬が安定的に事業を継続していくために使わせていただくことが極めて重要ではないかと考えております。

そういったことで、まずは来年度以降につながるようなものに手がかけられればということで自動発売機の更新、導入といったようなところから着手をさせていただいていると

ころでございます。これも長年の懸案であったわけでございますけれども、何とかできるよ
うになったということでございます。

今後のこういった収益の使い方につきましては、ことしの8月に農林水産省からも同意
をいただきました事業収支改善計画というものがございます。これに基づいた使い方が基
本になろうかと思いますが、委員御指摘のとおり競馬事業の本質は、あくまでも馬資源であ
り人でございます。そういった意味で、そのような手当てをこれからしっかりとやっていき
たいと考えておりますが、何分、今年度につきましては残すところあと14日間ということ
でもございますので、来年度からの岩手競馬の開催に向けた検討ということになろうかと
思います。先般開催されました岩手県競馬組合議会におきましても、管理者から賞典費の水
準については前向きに検討したいという方針も示されておりますので、このような方向に
沿って検討を進めてまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 残された14日間というお話でございますが、本当にこの14日間が終わ
りますと長い冬に入ります。例年冬場の馬資源の確保には、これまでも苦勞してきたと感じ
ておりますけれども、そうした中で、ことしじゅうにやれる部分、ソフトでありハードであ
りやれる部分は手をかけて、そしてなおかつ来年度に夢を持って、みんなが馬を預けてくれ
る、競馬をやろうという体制が組める、明るい将来を何とか見せられるようなことをぜひや
っていただきたいと思っておりますし、そのためにあした私も競馬場に行って盛り上げる一端を
担えればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○吉田敬子委員 私から何点か質問させていただきます。

先ほどの執行部の説明資料の米の生産数量目標についてまずお伺いしますが、岩手県の
平成24年産米の生産数量目標が450トン増加ということで、資料でも目標達成したこれま
での結果において国でも目標設定、算定されていると思うのですが、私も県南の米生産者
の方に最近言われることは、放射能の問題で今後米をつくっていけるかどうかと懸念され
て、不安の声をたくさん聞いております。中には岩手県産米というだけでちょっとやっば
り不安があるので、自分も秋田に田を借りるしかないかなということを考えている方もい
らっしゃいます。そういう声もある中で、私は今回の放射能の問題で、これまでの結果で生
産目標を立てるといのは違ってくると思うのです。特に岩手、宮城、福島県産米に対して
は。ですので、この目標値に対してこれからも県産米の販売促進の取り組みを強化すると資
料にあるのですが、検査体制を含めて具体的にどのような販売促進の取り組みを考えられ
ているのか。これは、もちろん生産者の皆さんに対する支援も含めて教えていただきたいと
思います。

○千葉農産園芸課総括課長 本県の米と放射能の関係につきましては、国のルールに従いまして県南地方を重点的に90点調査しております。その結果は、さきにいろんな場面で御紹介させていただきましており、すべて不検出でございます。

それから、あわせて全農を中心とした農協グループでも自主的に県の調査以外の市町村、あるいは出荷段階においてチェックをしております、こちらのほうもすべて不検出という結果でございます。よって、今委員がお話しされたように、福島では最近500ベクレルを超えるような結果があったとの報道がなされておりますが、あの地域を見ましても原発の北西部の、本当に直近のところでございますので、本県の状況とは放射線に対する危険性は本質的に違うと思っております。

来年に向けまして、今本県の土壌等のサンプル調査もいたしております、その結果と、それからことしの米の状況をいろいろ検討しまして、生産者の皆さんが平成24年産米も安心してつくっていただけるような状況にしていきたいと考えております。そういうことを県と団体が一緒になってしていけば、生産者の皆さんの不安もなくなるものと考えております。なお、市場の本県産米に対しての評価は、ことしの食味もよろしくて1等米比率も高いということで、非常に良いものとなっております。

○吉田敬子委員 今後検査体制の内容を含めて、私はもっと強化していただきたいと思っておりますので、生産者が不安で、これから米をつくらないということにならないような支援をぜひお願いしたいと思います。これは要望で終わります。

次に、北日本プライウッドの事業再開が今回断念されたということで、私は岩手県の木材流通業界に今後特に大きな影響を与えているのですが、県ではこの問題に対して具体的にどのように取り組んでいくのか教えてください。

○佐野林業振興課総括課長 北日本プライウッドの事業再開断念ということで、本県の木材の供給先として非常に大きな存在が失われたということで、私どもも非常に残念に思っております。我々は、国のいろんな支援等も活用しながら、どういったことができるのか、山元の林業関係団体と今協議を進めているところでございます。

○吉田敬子委員 岩手県、森林県として、これから滞ることがないように強く要望して、これに関しては終わります。

あと、放射能の被害に関してなのですが、現在特用林産物に対する放射性物質の県の検査は、施設と露地の生シイタケと、菌床シイタケのみとなっているのですが、乾燥シイタケを

つくりられている方の話では、やっぱり乾燥すると濃度が凝縮されて数値が高くなっているとのことで、具体的な数値は直接伺っていないのですが、それに関して今後どうしていったらいいかという声も聞いております。県では乾燥シイタケに対する今後の取り組みといたしますか、検査体制を含めてどのように考えているか、教えてください。

○佐野林業振興課総括課長 干しシイタケの放射性物質の検査についてであります。国では発災以来、考え方として生シイタケの段階で検査を実施して安全が確認されているものであれば干しシイタケとして生産できるという考え方で生シイタケに係る検査を行うように指導してきたところでございます。その後、11月8日及び14日付で国から事務連絡がありまして、検査方法が決定されるまでの間、乾燥状態、水戻し及び戻し汁、この三つの形態で検査するよう指示されていますが、干した場合にどのくらい濃縮されるかについての知見がなかなか得られていないということもありまして、検査方法についても正式な見解がまだ国から示されていないというのが現状でございます。ですので、私どもとしても国に対して早く干しシイタケ独自の規制値を示す、あるいはきちんとした検査方法を示すよう要請を行っております。

○吉田敬子委員 わかりました。シイタケだけではなく、例えば岩手県はマツタケの生産も多く、これは食用ではないのですが、国でも林野庁で現在まきと木炭のベクレル数値の指標値が設定されておりまして、生産者や流通業界の方々に対してもある程度検査をしてほしいということで指示が出されている状況です。岩手県はまきも木炭も、特に木炭は生産量が全国で一番という中、今現在検査体制がないことも含めてどのようなお考えにあるのか。国の動向を待っているだけでなく、やっぱり岩手県で大きくうたっているものに対しては、岩手県独自でやっていっていただきたいと思っております。

特に私も、まきストーブの製造販売に関係している方や使われている方々の声もいただくのですが、せっかく岩手県でこれから森林、林業関係で有効活用をして活性化につなげたいと思っているときに今回の放射能関係の被害で歯がゆい思いをしています。特に県外にも安全、安心だとPRしていきたい状況で、木炭やまきを含めて国の対応を待っているだけではないかと思います。またこれから冬になってまきストーブを使われる方が多くなると思うのですが、そうするとまきストーブユーザーだけでなく、そこから出る灰とかに対しての懸念も抱いているのですが、岩手県ではこの件に関してどのように考えていて体制等を整えていくのか、お考えをお示しく下さい。お願いいたします。

○東大野農林水産部長 放射性物質濃度の検査に対する県の姿勢全般についての御質問だと思いますが、放射性物質濃度を検査する場合に、あるいは測定する場合に、あらかじめ流通させてはいけない基準が明確になっていない中で、ただただ測定を実施しますと、現場が

混乱しかねないという懸念を持っております。そういうこともありまして、特用林産物あるいはほかの農水産物につきましても測定方法が全国の標準としてどうなるか、かつ測定結果がどういう基準の場合にどういう取り扱いをしなければならないか、国が決めたものがあって、それに従って検査を実施していかなければならないというのが本県の基本的な考え方です。

ただ、そうは言っても生産者の方々が不安に思っている部分、あるいは消費者の方から不安に思われている部分があるのは重々承知してございまして、先ほどの干しシイタケも含めて検査方法を確立していないものについては検査方法を確立するよう強く要望し続けております。検査方法一つで値が変わってしまいますので、基準が定められていないものについては定めるよう要望し、検査方法が定められていないものについては標準を示すよう要望もいたします。

あとほかにも、例えば反転耕の技術、牧草地を更新するときの方法などについてもこちらから働きかけて、国として態度を明らかにするよう働きかけもしつつ、国が決めるのを待っているだけと委員の皆様から見える部分があるかとは思いますが、県が勝手に決めて、それで動いて通用するかということも一方ではございますので、その兼ね合いも見ながら、どこにも通用する方法で県としては対応していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 干しシイタケに関しては、確かに国から検査方法が示されていないのですが、調理、加熱用のまき及び木炭の当面の指標値の設定は11月5日に、そしてその検査方法については11月18日に国から各都道府県に通知されており、例えばまきは40ベクレル、木炭は280ベクレルと当面の指標値が出されていると思います。検査方法についての資料をちょっと見たところ、このように検査すればいいというものがあったのですが、それにのっかって、生産者や流通業界の関係者の方が独自でやることは難しいと思います。ぜひ県で、まきと木炭に対しては検査できるのではないかと考えておりますので、今後安全、安心だということを全国に発信するために何とか県に体制強化していただきたいと要望して終わります。以上です。

○高田一郎委員 私からは、漁業や農業の災害復旧状況についてお伺いしたいと思います。

まず、漁業の問題では漁船の確保の状況についてです。本県では東日本大震災津波による被災で1万3,000隻、90%の船が被災しました。前回の農林水産委員会でも質疑をした経緯がありますけれども、過般の一般質問に対する答弁では11月末現在で1,600隻確保されているという状況でありました。漁業の再建、振興に向けて、漁船の確保は本当に大変大切な課題であると思います。前回の農林水産委員会での説明では年内に2,000隻から3,000隻

確保できるという見通しでありましたけれども、現在その目標に対してどのような状況になっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○石田漁業調整課長 11月末現在の漁船の新規登録数でございますけれども、2,264隻となっております。予定どおり隻数が復旧しているということですので、年内に前回申し上げた数値目標に向かって、12月分の登録数の確保を進めていきたいと思っております。

○高田一郎委員 二千数百という数字でありますけれども、被災された船の数からしますとまだまだという状況であると思うのですが、これは前回も指摘しましたけれども、造船メーカーがなかなか製造ラインを拡大する状況にないということに根本的な原因があると考えます。

先日新聞でも報道されましたが、大手造船メーカーでありますヤマハ発動機が震災後4,000隻の請負を行ったということですが、これをすべて完成させるには2013年3月までかかるということでした。こういう状況では、なかなか本当に大変だと思うのです。そこで、やはり国や関係機関に対して県も要請していると思うのですけれども、この辺の見通しがどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○石田漁業調整課長 先ほども申しましたけれども、県も国に対して造船業界に働きかけていただくよう随分要請しているところでございます。その結果かどうかまだはっきりしませんけれども、報道のとおり国内大手の4メーカーのうち、最大手のメーカーが増強することとありますし、船の製造とあわせて、船のオプション、海に浮かべるためにエンジンをつけたり、いろんな装備をしなければいけないのですけれども、そのオプションを整備する工場を宮城に整備するという計画も出ており、東北地区の造船、あるいは船の供給体制がこれから高まっていくと思っておりますので、本県の船の復旧についても順次できていくものと考えております。

○高田一郎委員 国や大手メーカーに働きかけて、この増産体制を急ピッチで進めていただくように、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

先日宮古市の関係者に会ってお伺いしたのですが、11月20日現在のサケはえ縄の漁獲状況を聞きましたら、387尾、前年は4,061尾ということですから、前年同月比で1割にも至っていないという状況です。本当に船やえさがあれば、サケはえ縄漁で頑張りたいのだという意欲は持っているのですが、なかなかそれにこたえられない状況になっております。こういった状況を国や関係機関によく働きかけて増産体制を拡大できるように、引き続き県としても努力していただきたいと思います。

同時に、こういう状況が続きますと漁民の皆さんの生活が本当に大変になってくると思うのです。直接漁民の皆さんからお聞きしますと、本当に船もない、網もない、我々は雇用保険にも入っていない、収入ももうないのだというような状況です。やはりこういった漁民の皆さんに対してどう生活を保障していくかという減収対策が必要になってくると思います。雇用の問題で言えば、今回の国の第3次補正予算を受けて、緊急雇用対策として500億円の増額補正を提案されていますけれども、商工労働観光部任せにしないで、漁民の生活を保障するために関係部局と連携しながら対策をとっていかなければならないと思うのですが、この点について部長はどうお考えかお聞きしたいと思います。

○東大野農林水産部長 漁業者の生活保障の関係ですけれども、復興計画にあるとおり生活保障も一つの大きな課題ととらえて、あえて項目を起こして取り組んでおりますが、これまでの補正予算でも一つは雇用基金、これを活用しながら漁業者に直接瓦れきの撤去作業をしていただく、あるいは定置網の設置作業をしていただく、それに対して手当てを支払う、そういった事業も起こしてございますし、国でも同様の事業がございます。農林水産部としてもこれまでそういった形で漁業者の生活保障に取り組んでまいりました。

さらに、国の3次補正では、養殖漁業の生産経費に対して支援するような事業も新しく盛り込まれております。漁業者の方々の収入がない中、生活に充てていく分の賃金のようなものになりますけれども、そういったもので賄っていくという方法も新しく事業化されると国から話を聞いてございますので、そういったものも導入しながら、漁業者の方々の生活の保障について農林水産部としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 直接漁民の皆さんにお聞きしますと、瓦れき撤去の雇用対策のお話も出ましたけれども、これだけではなかなか生活が成り立たないという話もされました。今回の国の第3次補正を受けて、雇用対策基金に500億円の積み増しができましたけれども、そういったものを活用してしっかりと関係部局と連携しながら、雇用対策あるいは漁民の皆さんの減収対策をしっかりと取り組むとともに、船の確保についてもしっかりと対応していただきたいと思っています。

次に、水産加工施設の復旧状況の課題についてお伺いしたいと思います。これはグループ補助にかかわる問題で、これについては直接農林水産部にかかわる問題ではないのですが、実は宮古のある水産加工会社の方から直接お話を聞く機会がありました。サンマ漁に合わせて7月に三つの工場の再建に向けて工事を始めた。もちろんグループ補助、4分の1補助、両方で4分の3補助を受けて対応しようとしたら、予算が少なくて補助率が4分の1になったために、4億2,000万円の再建計画で3億円の補助をもらう予定が結局1億

円になってしまって、事業そのものを縮小せざるを得なくなったと。今は改善されていますけれども、そういう問題とか、申請後、補助金を受けるまでにかかり時間がかかってしまって、結局事業者が工事費を工面して、終了後に申請をして補助を受け取るという状況があって事業の見直しや修正をせざるを得ないとか、こういう事態が起きている状況です。

宮古の場合は水産加工会社 49 社のうち 40 社が再開されて、かなり頑張っていると思うのですが、しかし再開してもこのように設備が整わなければ、サンマの水揚げについてもなかなか思うようにいかないというような問題が起きるわけであります。したがって、水産加工施設の災害復旧、復興に向けて、商工労働観光部とよく連携して、しっかりとした対応をしていかなければならないのではないかと関係者と懇談を感じたのですが、そういう状況が生じていることを農林水産部では承知しているのか、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

○高橋昌造委員長 高田一郎委員にお伺いしますが、きょう実は正午から商工観光政策研究会の総会がございまして、質疑はまだありますね。

○高田一郎委員 はい。

○高橋昌造委員長 それでは、答弁は休憩してからでも結構でございますか。

○高田一郎委員 はい。

○高橋昌造委員長 それでは、答弁は休憩後にお願いします。

この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋昌造委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○東大野農林水産部長 先ほど質問がございました水産加工関係の復旧、復興にかかる商工労働観光部との連携の状況についてですけれども、復興計画の策定当初から商工労働観光部とは水産加工関係については両部にかかわり合うものだとということで連携してございます。事業構築に当たっても、それぞれ連絡をとり合いながら行っております。実際、農林

水産部では共同施設についても中小企業者の協同組合である水産加工業協同組合も補助対象にしてございますし、中小企業基盤整備機構が工場アパートのようなものを各地に建設してございますが、中には漁協関係者が利用しているというようなこともございまして、相互に制度を活用しながら水産加工関係の復旧、復興を進めている状況でございます。

それと、先ほど委員から補助について完成するまでは具体的な資金が出ないということが問題になっているとのお話がございました。補助金ですので、物件が完成し、支払いが終わったことを確認してから公費である補助金は支払われるという制度で、事業者としてはそれまでの間のつなぎ融資が必要になるということだと思います。水産関係の系統金融機関は、つなぎ融資、あるいは補助残分に当たる融資についても前向きに対応する姿勢で今回の復旧、復興に取り組んでございますので、水産関係の系統金融機関等とおつき合いの中で事業展開されているところは対応されているものと理解してございます。

○高田一郎委員 現場ではなかなか融資が受けられない状況にありますので、この制度の趣旨が生きるように関係機関としっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、漁港の再建の問題でありますけれども、今回の被害は広範囲にわたって地盤沈下などが起きまして、漁港の再建も大変大きな課題になってくると思います。漁港の復旧状況は今どうなっているのか。特に沿岸自治体にお邪魔しますと県が管理している漁港を早く再開、再建してほしいという要望を強くいただいております。とりわけ県管理の漁港の復旧状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。

あわせて、今高潮、あるいは満潮になると水位が上がってさまざまな支障を来しているということで、その応急措置も大変課題になっていると思います。この問題についても今どのような状況になっているのか、早く復旧してほしいという立場で質問したいと思います。

○大村漁港漁村課総括課長 漁港関係の復旧に関しましては、現在鋭意災害査定を受けているところでございます。12月は連日予定しておりまして、先週の段階で件数は1,000件を超えまして、決定額は920億円余になっている状況にあります。年内にはすべて災害査定を終えるという段取りで進めており、漁港関係は、県営、市町村営すべて災害査定を受けるという方針で行っているところであります。

応急工事のほうですが、現在岸壁の応急かさ上げをしているところでございます。これは、13魚市場ございますけれども、まず早く魚市場を再開するというので、魚市場のあるところを優先に行いました。その結果、今田老を除きましてすべての魚市場が再開している状況にあります。今後は、今養殖関係を一生懸命やっているわけですが、ワカメの刈り

取りが2月末から3月に始まりますので、それまでには仮の高さまでワカメの水揚げに支障がないように仮復旧をしたいと考えております。本復旧につきましては、年内に災害査定が終わってから順次実施する予定であります。

○高田一郎委員 県管理の漁港の復旧状況についても質問したのですが。

○大村漁港漁村課総括課長 個別の県管理の漁港の復旧状況については、それぞれのところで違いますので、全体的な話を申し上げますと、県北地域はおおむね災害査定が終わっておりますので、現在工事を発注して復旧を行っている状況でございます。

それから、宮古市から南はこれから本格的な復旧に入る予定でございます。宮古地方では3件、4件ほど本復旧の工事を発注している段階でございますので、完全な復旧を目指して発注を行いつつある状況ということで御了承願います。

○高田一郎委員 わかりました。漁業の再建の問題については最後の質問としたいのですが、きょうの新聞等で報道され、大分にぎわっています東京電力の汚染水の海洋放出計画について、東京電力が来年の3月にも海に放出すると、そういう計画に対して漁業関係者が大変な反発をしていると、そういう報道がされています。県内の漁業関係者の談話も報道されていますけれども、風評被害によって漁業に壊滅的な打撃を与えるのではないかと、県漁連の会長の談話が発表されております。こうした関係者と連携しながらしっかりとした対応をしていかなければならないと思いますけれども、この問題に対しての県の対応について、今どのような見解を持っているのかお伺いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 東京電力がどのような形でそれを実行しようとしているのか、詳細は承知してございませんが、ただ漁業関係者が心配しているとおり、風評被害なり、あるいは実際の影響なりを心配するのは当然であると認識しておりますが、県としてどのような対応をとるかということは、これから検討して対応を決めていきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 最後に、農業災害についてお伺いしたいと思います。

これは内陸部についても農地が大変な被害を受けまして、現在来年の農作業に向けてその査定、災害復旧工事が急ピッチで進められていますが、12月になっても、すべての災害箇所もまだまだ終わっていないという状況で、来年の農作業に間に合うかというような心配も寄せられているところです。現在の進捗状況、来年の作付に間に合うのかどうか、端的にお聞きしたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 今回の震災津波にかかわる災害査定の状況でございますが、内陸部、沿岸部合わせまして1,027件の災害査定申請を予定しておりまして、このうち先週までに909件の査定が終了しております。進捗率で申しますと89%になります。このうち内陸部につきましては約99%ということで、あと数件の査定が残っておりますが、今月の22日までにはこれも含めて終了する予定で進めております。

災害復旧につきましては、災害査定が終了して査定検定をいただいたものについて順次、内陸部につきましては市町村が事業実施主体となって復旧工事を進めておりますし、また小規模災害につきましても同様に市町村の事業、あるいは県単事業などを活用して復旧を進めておりますので、来春の作付にできるだけ間に合うように今後とも復旧工事を進捗させていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 先ほど説明をしていただいた平成24年産米の生産数量目標の関係ですが、まず国の方針について、これまで県が要望してきた生産数量目標の算定方法の見直し等を反映しており、かなり国も努力したなという思いを持っており、これは高く評価すべきだと考えております。

そのような中、12月19日には市町村別の生産数量目標の検討協議が行われ、12月下旬に通知、公表の予定となっておりますが、今回特にも沿岸において大きく被災した地域、また県南の地域においても、生産数量目標の配分が当初の予定とかなり変わってくる場所が出てくると思いますが、市町村別の配分の基本の方針について決まっていることがあればお示し願いたいと思います。

○小野水田農業課長 市町村別の生産数量目標の配分の考え方についてでございますが、具体的には、これから検討した上で協議会に諮ってまいりたいと思っておりますけれども、基本的にはこれまでの生産数量目標の配分に当たっては売れる米づくりという考え方のもとに重点化要素というものを設定いたしまして、例えば1等米比率ですとか、消費者ニーズに即した特別栽培米、あるいはほ場整備面積、そういった要素に基づいて配分するというところで、これにつきましては昨年第三者委員会でも協議していただいており、来年産についても基本的にはこの方向で進めてまいりたいと考えております。

ただ、委員からもお話がありましたとおり、沿岸部での津波による農地の被災、あるいは内陸部での地震による被災で、ことしもそうであったように来年の作付も、被災地の影響が非常に大きいところでございます。したがって、今後、重点化要素の取り組みがなかなか進められない被災地の状況を勘案し、十分に配慮した上で配分を検討してまいりたいと

考えてございます。

○工藤大輔委員 最後の、まさにその部分をお伺いしたいわけではありますが、農地として使えなくなった土地、またこれから新しいまちづくりの計画で農地とならない場所だとかが出てくるわけですが、その分の配分がどうなるのか。特に沿岸の被災地を中心に配分するのか、あるいは先ほど言った1等米比率だとか、これまでの基準に沿って全県に配分するのか。そういった方針は、これから協議するとのことではありますが、もう再来週のことであり、既に一定のところは決まっているのではないかと思いますので、改めてお伺いしたいと思います。

また平成22年産米の販売促進の取り組みについては、6月末在庫が縮減したこともあって、在庫の減が需要の増として反映されたということもありますが、販売の努力も相当あったのではないかと思います。来年度さらに生産目標が加算されるよう、どのような対応をしていくのかお示し願います。

○小野水田農業課長 米の生産数量目標の被災地への配慮につきまして、若干具体的に申し上げますと、ことしも被災地、特に沿岸部で作付できないところと、内陸部も地震による被害がございましたが、内陸部の認定方針作成者、いわゆる農協の間の調整で、何とか生産数量目標に即した作付を行ったところがございます。

平成24年産につきましても、配分の基本的な考え方は先ほど申し上げた重点化要素を基本としつつ被災地に配慮するということですが、まずはそういった基本的な考え方のもとに配分した上で、ことしと同様に市町村間、認定方針作成者間で調整を進めることによって被災地で作付できる分については作付していただきますし、難しいところについては内陸なりでつくっていただく、そういった配慮をしつつ、調整を進めてまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 答弁漏れが1件あると思いますので御答弁いただきたいのと、被災地への配慮というのは、これまで市町村に配分していたわけですが、沿岸全体が被災地になるので、例えば沿岸で生産できなくなる量は沿岸に配分しようとするのか、そういった方針があればお示しいただきたいと思います。また、そうでなければそうでないと答弁していただければと思います。

○小野水田農業課長 まず、基本的な配分につきましては、大体90%以上が基礎数量という形の配分でございます。これはほとんど例年と変わらない考え方でございます。先ほど来申し上げている重点化要素、例えば特別栽培米の取り組み等について、被災したことによ

ってできなかった箇所については来年は一たん凍結といいますか、重点化要素を外して被災地に配慮するという考え方で、いずれにしましても被災地にできるだけ影響が生じないよう配慮した配分に努めてまいりたいと考えております。

○徳山農政担当技監 若干補足いたします。

委員が心配されているのは、恐らく被災して米の作付が物理的にできないようなところはあらかじめ配分されないのではないかとということかと思えます。今回の配分に当たっては、被害がなかった従前の面積で配分し、さらにそこで事実上被害があつて作付できないものについては市町村間で交換する、あるいは内陸部と交換するなどして調整し、さらに配分に当たっては重点化要素の中で被害の影響が出るような項目については緩和するなど、被災地に配慮するよう考えております。

○工藤大輔委員 了解しました。いずれこれまでも生産目標を超えて生産した都道府県があつて、結局つくった者勝ち、売り抜いた者勝ちということが横行していたと思えます。本来ならば岩手県のようにまじめに目標を達成する努力をしていくことが望ましいわけですが、これからもそのような地域が発生しないとも限りません。ですから、県においても、例えばこの目標を実行しないような都道府県があつた際には、罰則を強く設けるだとかを国に強く求め続けていくことが何よりも必要だと思えます。この点につきましては要望して終わりたいと思えます。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思えます。調査項目については、農村起業活動の取組状況についてといたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。おって継続調査と決定しました案件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、委員の皆様への連絡事項でございますが、当委員会の県内の日帰り調査につきましては来年1月17日に実施いたします。おって通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。